

不公正貿易報告書（以下「本報告書」という。）は、経済産業大臣の諮問機関である産業構造審議会に設置された通商・貿易分科会不公正貿易政策・措置調査小委員会が公表する年次報告書である。1992年創刊以来、今年で31回目の公表となる。

1. はじめに

本報告書は、WTO協定や、経済連携協定（EPA）、自由貿易協定（FTA）及び投資協定（IIA）（以下、序論においてこれらの協定を併せて「経済連携協定等」という。）に照らして、各国・地域（以下「国・地域」を単に「国」と表すことがある。）の貿易政策・措置の状況を包括的に分析する、我が国唯一の報告書である。

その原点は、我が国が貿易立国として急速な経済成長を遂げる過程で、貿易黒字等の「結果」だけから不公正な貿易措置を行っていると「一方的に」決めつけられ、貿易不均衡の是正を要求された経験にある。このような「結果主義」や「一方的制裁措置」に対抗し、本報告書は、貿易・通商摩擦の冷静かつ建設的な解決を模索するため、「公正性」とは何かを問い合わせ、「ルール志向」の考え方を一貫して主張し続けてきた。

すなわち、特定国との貿易に関し自国に不利な「結果」が生じていることのみを理由にして、相手国の貿易政策・措置を不公正と評価する「結果志向」は、客観性が欠如し、管理貿易に転化しかねず、反競争的効果をもたらしかねない。各国の貿易政策・措置の「公正性」は、結果ではなく国際的に合意されたルールに基づき、客観的に判断されるべきである。その上で、もし適当な国際ルールが存在しない場合には、まずルールの定立を期し、国際ルールなしに公正・不公正を論ずるべきではないという「ルール志向」こそが、本報告書が提示し続けてきた「公正性」であり、我々の依拠すべき原理原則（principle）である。

こうした努力も奏功し、「ルール志向」の考え方は、いまや世界中に浸透しつつある。これまで数多くの貿易措置が国際ルール違反の疑いありとして二国間・多国間の場で問題提起されてきたことや、WTO紛争解決手続の活用事例が611件に到ったことは、その証左と言えよう。

世界の通商ルールを支える多角的自由貿易体制の起源は、第2次世界大戦後の国際経済体制の再建にあたり、国際貿易機構（ITO）の設立を目指したハバナ憲章に遡る。同憲章は、各国の批准を得られずに失敗したが、その精神を継承した関税と貿易に関する一般協定（GATT）の発効から70年余、WTOが発足して四半世紀が経過し、加盟国・地域は164を数えるに至り、ほぼ世界経済全体をカバーするに至った。

その一方で、1992年の本報告書の創刊以来、世界の通商をめぐる環境は大きな変貌を遂げてきている。各国の努力により構築されてきた、ルールに基づく実効的な紛争解決手続に支えられた多角的自由貿易体制は、新興国経済の目覚ましい成長、グローバル・バリューチェーンの深化、第四次産業革命の進展など、世界経済の飛躍的な発展に大きく貢献してきた。バイ又はリージョナルレベルで経済連携協定・自由貿易協定が多数締結され、

CPTPP、日 EU・EPA の発効に加えて、RCEP が昨年署名に至るなど、いわゆる「メガ FTA/EPA」も大きく進展し、投資協定も大きく増加している。その一方で、WTO は加盟国・地域が 164 に拡大し、全会一致でのルールメイキングが困難な状況になっており、上級委員会の機能停止という現実にも直面している。

また、近年、一部の新興国による市場歪曲的な補助金、技術移転の強制、知的財産の侵害、政府や国有企業等の公的主体の影響下にある経済活動の拡大が、多角的自由貿易体制の基礎である競争基盤あるいは市場の機能を歪めかねないとの懸念が広がりつつある。こうした措置を「ルール志向」で評価し、本報告書で取り上げることの意義は、これまでにも増して、より一層高まっているものと考えられる。

政策当局の間では、「公平な競争条件」、「競争条件平準化」という意味で level playing field という言葉がしばしば用いられる¹。何をもって「公平な競争条件」とみなすかについては、論者の依拠する立場によって見解が分かれうるとしても、国際的に合意されたルールの積み重ねがその不可欠な基盤となる点については、幅広い支持があると言える。日本政府が、ルールの欠缺に乘じた市場歪曲的な措置や「結果志向」的発想に立脚した一方的措置とは一線を画し、基本的理念としての「ルール志向」を堅持していることを評価する。第 1 回報告書が掲げた『All are sinners』との認識に立って問題解決に向けた相互努力を促すという謙虚な姿勢の重要性に改めて思いを致し、多角的自由貿易体制を支える競争基盤の確保に力強く貢献していくことを期待する。

本報告書は、ここまで述べてきた環境変化にも言及しつつ、昨今の動きに関連したトピックについても記載を設けているが、我が国の通商の置かれた環境について、読者諸賢の理解の一助となれば幸いである。

2. 本報告書の目的

本報告書は、①国際ルール（WTO 協定、経済連携協定等）の遵守の確保、②基本的理念としての「ルール志向」の提示及び③国際ルールについての理解促進の 3 点を主な目的としている。

（1）国際ルール（WTO 協定、経済連携協定等）の遵守の確保

本報告書の第一の目的は、各国の貿易政策・措置と国際ルールの整合性分析を通じた、国際ルールの遵守の確保である。

本報告書はこれまで、WTO 協定、経済連携協定等といった国際的に合意されたルールを基準として、我が国的主要貿易相手国が採用する貿易政策・措置の問題を明らかにし、その撤廃や改善を促してきた。

我が国産業界の貿易・投資活動の質的・量的变化、国際貿易秩序における新たなプレ

¹ 2017 年 12 月より行われている日米 EU 三極貿易大臣会合における議論は、その一例。

一ヤーの比重の増大に伴い、各国の貿易政策・措置と国際ルールの整合性を分析し、その解決の視座を提供する本報告書の役割は、ますます重要になっている。

(2) 基本的理念としての「ルール志向」の提示

本報告書の第二の目的は、基本的理念としての「ルール志向」の提示である。

第1回報告書がとりまとめられた1990年代前半は、相手国の貿易政策・措置を「結果志向」的基準で評価し、多様かつ複雑な国際経済問題の解決がかえって困難となる場合が少なくなかったが、1995年のWTO発足以降は、相手国の貿易政策・措置と国際ルールとの整合性が問われることが増えてきた。こうした変化は、「ルール志向」という本報告書の理念が広く受け入れられてきた証左と見ることができる。

また、本報告書は、国際経済問題を解決するための具体的方策としてWTOの紛争解決手続の活用の重要性を指摘してきた。世界の主要貿易国との間で、WTO協定に照らして疑義のある貿易政策・措置の是非については、WTO紛争解決手続に則り公平かつ客観的な判断を仰ぐべきとの認識が浸透し、また、投資協定や自由貿易協定で定められた仲裁手続を用いた紛争解決や国際仲裁機関における紛争解決の蓄積も進んでいる。このように、各国政府・企業等が紛争解決手続を積極的に活用する「ルール志向」の実践が、多角的貿易体制の安定の礎となってきたという事実を改めて指摘しておきたい。

(3) 国際ルールについての理解促進

本報告書の第三の目的は、国際ルール（WTO協定、経済連携協定等）についての理解の促進である。

1995年に発効したWTO協定は、多国間での国際貿易ルールを規定する基本的な枠組みであり、近年、数多く締結されている経済連携協定等もWTO協定を補完する新たな国際ルールとして重要である。しかしながら、企業や市民がこれら国際ルールを広く認識し、その理解が十分に進んでいるとはいがたい。このため、本報告書では、現行のルールの内容やその背景にある基本的な考え方についても解説している。その解説と、各国の貿易政策・措置の問題点の実例に即した分析があいまって、WTO協定等の国際ルールの意義及び可能性について、各方面で理解を深めていただけることを期待している。

3. 基本的理念としての「ルール志向」

(1) 「ルール志向」の意義

本報告書は、創刊以来、国際的に合意されたルールを基準として、各国の貿易政策・措置を評価するという「ルール志向」を掲げてきた。

「ルール志向」における「ルール」として、本報告書では以下を採用している。

第一は、WTO 協定である。本協定は、GATT が規律するモノ（物品）の分野のみならず、サービス、知的財産保護等の新分野をも対象とする、国際貿易に関する最も包括的な国際ルールである。

第二は、WTO 協定以外の国際条約、国際法上の基本原則その他の国際慣習法である。これらは、WTO 協定が対象とする分野又は WTO 協定が対象としない分野について締結される国際条約や、国際法秩序を支えるその他の国際法規範であり、WTO 協定を補充するものである。WTO 協定以外の国際条約の例としては、経済連携協定・自由貿易協定、投資協定、二国間の経済・通商事項を規律する二国間条約、WTO 以外の多数国間条約が挙げられる。

また、成文法の形をとらない国際法上の基本原則その他の国際慣習法は、我が国を含むすべての国家が当然に遵守すべき規範である。

「ルール志向」に則って各国の貿易政策・措置を評価する意義は、3 つある。

国際的合意に基づくルールの基盤維持

市場競争に関連して公正性が問われるのは、競争がもたらす「結果」ではなく、あくまで競争が「ルール」に基づいて行われているかどうかである。合意されたルールに従って競争が行われたにもかかわらず、その結果の公正性を問おうとすること（結果志向）は、合意に基づくルールの基盤を破壊しかねない。

国際的合意の実効性の担保

各国が国際交渉の場において合意し、その履行を相互に約束した事項に関する限り、約束違反の事例を指摘してその是正を求めるることは、単に正当な行為であるのみならず、合意の実効性を担保するために必要な行為でもある。

通商問題の政治化の回避

通商摩擦を巡る議論の混乱と感情的な対立を避け、政治問題化させないためには、他の国々の貿易政策・措置に対する批判や非難が、国際的に合意されたルールに照らしてどのような根拠を持つかを冷静に評価することが不可欠である。WTO は、紛争解決手続の判断を経ずに、一方的に他の国々の WTO 協定違反等を認定し、制裁措置や対抗措置を実施することを禁じている。また、我が国多くの経済連携協定に基づき、ビジネス環境改善にむけた議論の場が設置されており、相手国の貿易・投資関連制度や実施状況を議論することが可能になっている。さらに、多くの経済連携協定等で規定されている紛争処理規定では、私人たる投資家と投資受入国との間で争いが生じた場合、投資家が自ら受入国を相手に案件を国際仲裁に付託することにより、国際ルールに基づく救済を得ることができる手続を定めており、これも近年ではルールの実効性を担保するツールとして有効に機能している。我が国と世界各国との経済関係がますます緊密化する中、政府は、通商問

題の種類や性質等に応じて有効なツールやチャネルを選択し、ルールに即した冷静かつ建設的な解決を目指していく必要がある。

(2) 「結果志向」の問題点

「ルール志向」に対置される概念として、本報告書は、特定国との貿易に関し、貿易収支の不均衡や、特定產品の輸出の低迷といった自国の意に沿わない「結果」が生じている場合に、その「結果」のみを理由に、相手国が採用する政策・措置を不公正と評価する「結果志向」の問題点を指摘してきた。「結果志向」は、具体的には次のような問題点を有している。

客観性の欠如

「結果志向」の最大の問題点は、特定国が一方的な判断で相手国の貿易政策・措置を評価するという客観性の欠如である。また、その評価自体も国際的に合意されたルールに基づかずに行われる場合があり、貿易の「結果」が必ずしも相手国の政策・措置によってもたらされていない場合にも、その「結果」の原因を相手国の政策・措置に求めて「不公正」と判断しかねないという問題がある。

管理貿易への転化の危険(反競争的効果)

さらに、「結果志向」は、特定の外国產品の市場シェアや輸入額等の具体的な結果の達成(数値目標)を相手国に要求する政策と結びつき、容易に「管理貿易」に転化しかねないという問題もある。かかる要求は、市場経済のエンジンともいべき、真の競争が持つ機能を阻害する危険性をはらんでおり、市場経済原則によって世界経済の発展を図るというWTO協定等の基本的理念から大きく逸脱するものである。

(3) 「ルール志向」を補完する経済的視点

本報告書は、各国の貿易政策・措置についての法的分析を中心に据えているが、これを補完するため、ルールや措置が持つ「経済的インプリケーション」に関しても簡潔に言及している。その理由は、3つある。

第一に、合意された国際取引ルールや紛争解決メカニズムを逸脱する貿易政策・措置は、国際取引の予見可能性や透明性を損ない、物品・サービスの円滑な流通を歪曲し、各国の経済厚生に対して無視できない悪影響を及ぼすことがある。このような経済効果も踏まえることで、国際取引ルールと紛争解決メカニズムの重要性に関する理解を一層深めることができる。

第二に、現行の国際取引ルールと紛争解決メカニズムは、各国の政府、生産者及び消費者の経済活動を支える制度的枠組みとなっており、その下で実現される各国の経済厚

生の水準に大きな影響を及ぼしている。そのルールとメカニズムの持つ経済的インプレッションを理解する作業は、現行制度の意味と意義を理解する上でも重要であるといえる。

第三に、国際貿易ルールと紛争解決メカニズムは一定不变のものではなく、国際的な合意さえ成立すれば、変更可能な制度的枠組みである。新たな国際ルールの在り方を模索する際には、代替的なルールとメカニズムが各国の経済厚生に対して持つ影響を正確に把握した上で、制度の選択を行うべきである。

4. 本報告書の構成について

主な構成とその狙い

本報告書は、本論を以下の三部構成としている。

第Ⅰ部では、我が国的主要貿易相手国・地域を対象に、各国・地域ごとの貿易政策・措置のうち WTO 協定等の国際ルール上の問題点があると懸念されるものを取り上げている。(原則として、2022 年 2 月末時点の情報に基づき記述している。)

第Ⅱ部では、第Ⅰ部の前提となる WTO 各協定等の国際ルールに関する基本的な解説を行っている(この意味で、WTO 協定の全体について説明するものではない。)。

第Ⅲ部では、経済連携協定等のルールの概観及び解説を、分野ごとにまとめている。

また、時事的な問題などを中心に、毎年いくつかのテーマを取り上げ、コラムとしてまとめている。

なお、一般的に、国際ルールを根拠として他国の政策・措置の改善を求めるにあたっては、産業界、有識者を含む広く民間と政府が機能的に連携することが必要である。本年度版の執筆・編集にあたっても、WTO 協定、経済連携協定等に関する動向について、積極的な情報発信を行うように努めた。

例えば、第Ⅰ部で取り上げる各国の政策・措置については、原則として、①措置の概要、②国際ルール上の問題点、③最近の動きの 3 段構成にして記述することとしている。各国の措置が WTO 協定上どのような点で問題となりうるのかを示し、読者が WTO 協定の理解を深める一助とすることが、その狙いである。また、日本政府の対応についても具体的に記述するよう努めている。こうした政策情報のフィードバックが、広く通商政策に関する理解に繋がり、官民連携促進の一助となることを期待している。

対象国・地域

第Ⅰ部では、従来から、我が国との貿易額(当該国への輸出額と当該国からの輸入額の合計)を基準として、主要十数か国・地域を中心に扱うこととしている。2022 年版でも同様の方針の下、貿易額で上位にある中国、ASEAN 諸国^(注1)、米国、EU・英国^(注2)、台

湾、韓国、豪州、カナダ、ロシア、インド、ブラジルを対象とすることとする。

(注1) ASEAN は1つの独立の関税地域として WTO に加盟しているものではないが、各国共通の問題もあることから、1つの章にまとめて取り扱うこととする。

(注2) 英国は、2020年1月31日にEUから離脱し、同年12月31日には離脱の移行期間が終了し、完全にEU法の下からの離脱が成立した。このため、英国に係る措置については、本報告書においては、便宜上、第4章EUと同じ章において、まとめて取り扱うこととする。

＜図表序-1＞我が国的主要国・地域貿易額

中国	38.3
ASEAN 諸国	24.9
米国	23.7
EU・英国	18.9
台湾	9.6
韓国	9.2
豪州	7.4
カナダ	2.4
ロシア	2.4
インド	2.0
ブラジル	1.5
世界計	167.8

(備考) 財務省「令和3年分貿易統計」(確々報)より作成。金額の単位は兆円。

取り上げる政策・措置

第I部では、対象国・地域の貿易・投資関連の政策・措置を対象としている。すなわち、各国政府の政策・措置と直接に関係のない商慣行等は含まない。また、各国の政策・措置のうち、我が国の経済、貿易活動にとって重要と考えられるものを中心に、WTOをはじめとする国際ルールとの整合性上問題となる可能性のあるものについて、調査・指摘を行っている。

なお、WTO整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置についても、WTOの精神に照らして自由化が強く望まれるものや、新たなルールによって規律されるべきものもある。高関税・非譲許、サービス貿易、政府調達などで該当するものがあるが、これらについては、各案件の冒頭に「本件は、WTO協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。」と記載した上で、

一部掲載の対象としている。

その他

本報告書の記述は、特段の断りがない限り、2022年2月末時点のものであるが、その後特筆すべき進捗があった場合には追記をしている。

本報告書の内容は経済産業省のインターネットのホームページ上で公開している。
https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/32_wto_rules_and_compliance_report/321_past_report/compliance_report.html

コラム

不公正貿易報告書30年の歩み

不公正貿易報告書（以下、「報告書」又は「本報告書」と略）の歴史を遡ると1992年に遡る。先進国との貿易摩擦を巡る議論のある中、同年に創刊された本報告書は、その後30年に渡り、「結果主義」に対して、貿易摩擦の冷静かつ建設的な解決を求めて「公正性」とは何かを問い合わせ、一貫して「ルール志向」の概念を提示し続けてきた。

本コラムにおいては、まず、1992年の創刊の経緯を振り返りつつ、これまでの30年を4つの時期に分け、本報告書の歩んできた30年の歴史や意義を振り返りたい。

1. 第1期：「不公正貿易報告書」のスタート（1992年～2000年）

本報告書の原点は、1980年代の先進国との貿易摩擦を巡る議論において、貿易黒字等の「結果」から不公正な貿易措置を行っていると「一方的に」決めつけられ、貿易不均衡の是正を要求された経験に起因している。本報告書創刊の経緯は、当時の関係者が回顧しているが、「アメリカの価値観ですべて、あなたは公正だ、あなたは不公正だとするのではなく、公正の定義をGATTルールの整合性によって再定義する。公正貿易・不公正貿易というものを、いわばアメリカに対するアンチテーゼとして整理してみよう」という問題意識があつたと述べている²。本報告書は、このような問題意識からスタートし、各国の貿易政策・措置の「公正性」は、結果ではなく国際的に合意されたルールに基づき、客観的に判断されるべきであり、もし適当な国際ルールが存在しない場合には、まずはルールの定立を期し、国際ルールなしに公正・不公正を論ずるべきではないという「ルール志向」を、「公正性」の原理として掲げてきた。

本報告書の創刊号である1992年版においては、「はじめに」において、経済活動のグローバリゼーションの進展に伴い貿易摩擦が頻発するとともに、「不公正貿易」という概念を巡って様々な議論や混乱があることを述べつつ、「本報告書は、こうした中にあって、冷静かつ建設的に日本の主

要な貿易相手国（10大貿易相手国：米国、EC、韓国、豪州、インドネシア、香港、カナダ、シンガポール、タイ及びマレーシア）における「不公正貿易」の概要及び対応策を検討することを目的とする」と、当時の目的について述べている。その上で、本報告書は、創刊に当たっての3つの主要な「ねらい」を説明している。

すなわち、第1に、いわゆる「不公正貿易」という概念を巡る混乱に終止符を打つため、その基本的な認定基準としてガット及びこれに準ずる国際規範という国際的に合意されたルールを採用するという視座を与えること。第2に、「我々すべてが罪人である（All are sinners）」との認識を共有し、問題解決に向けた相互努力を促すこと。そして、第3に、「各国の問題点の解決のために政策提言を行うこと」である。第3のねらいについては、1992年版本報告書は、「少なくとも三種類の解決策を考えている」と、さらに続け、第1の解決策としてガット紛争処理手続の活用、第2に

「輸入制限措置といった水際措置が国際規範に照らして正当化される場合にはこれと併せて、正当化されない場合にはこれに替えて、競争力強化政策等の他の経済政策をポリシー・ミックスとして採用すること」、第3に国際協力を通じた政策支援をあげている。

その上で、1992年版本報告書は、「はじめに」に続く第1部総論第1章のタイトルを「いわゆる「不公正貿易」とは何か」とした上で、貿易摩擦を巡る議論においては、「不公正貿易」という言葉が使われるものの、共通の定義なく混乱を招いているとし、貿易摩擦を冷静かつ建設的に処理する枠組みを提供しようという意図から、「不公正貿易」という概念に基準と視座を与える試みを行っている。すなわち、「不公正貿易」を認定する基準として、「ルール志向型基準」と「結果志向型基準」という2つの概念を提示し、本報告書は前者を採用するという、その後30年に渡って継承されていく基本的立場を当初から示している。少し長くなるが、以下に第1部総論第1章「いわゆる「不公正貿易」とは何か」の記述を引用したい。

² 東京大学先端科学技術研究センター牧原出研究室編集「豊田正和 オーラル・ヒストリー」（2020年）34頁。

「一般に使われている「不公正貿易」の基準は、大別して二つに分けられるように思われる。その第一は国際的に合意されたルールを前提とする基準であり、その第二は国際的に合意されたルールを必ずしも前提とせず、貿易の結果に着目した基準である。前者を「ルール志向型基準」、後者を「結果志向型基準」と呼ぶこととしよう。(中略)

以上の基準のうち、本報告書においては、「ルール志向型基準」の四種類のみを基準として採用することとしている。一言で言えば、ガット及びこれに準ずる国際規範である。(略) 他方、本報告では採用しなかった「結果志向型基準」には、次のような問題がある。

まず、この基準は、いわゆる「結果主義」的な考え方であり、それには取引の「結果」と問題とされる政策・措置との因果関係を判定する基準が確立されていないという基本的な問題がある。とりわけ、マクロの経常又は貿易インバランスを市場アクセスの不完全性と直接的に関連づけて考える傾向が、こうした結果主義的な考え方の背景にあることは否定できず、「誤謬に基づく誤った処方箋」となりかねない。マクロの経常・貿易インバランスの解消は、基本的にマクロ経済政策によって行われるべきであり、不公正貿易政策・措置の解消によって実現できると考えるのは幻想にほかならない。

また、「結果志向型基準」においてしばしば用いられる「不公正」又は「不合理」という概念も、一見ルール志向型には見えるものの、そもそも、それには判断の基準が国家間で確立されていないという根本的な問題がある。すなわち、適用される「ルール」は、特定国によって一方的に作られたものであり、客觀性・透明性を有していない。米国の方的措置はこの考え方を採用しており、つとに指摘があるように、検事と判事を同一国が兼ねるに等しく、デュー・プロセスが欠如していると言わざるを得ない。本報告書は、確立された国際規範が存在しない場合には、まず規範の確立を行うべきであるとの立場を採っている。国際規範が不十分な場合には、戦略的観点から「ガット法規に対する反抗」を正当化し得るという考え方があるが、本報告書としてはこれを支持しない。」³

その上で、1992年版報告書は、「我々すべてが罪人である (All are sinners)」との認識に沿い、「今回調査対象とした国々は、それぞれ異なった特徴を有しつつも、ガット及びこれに準ずる国際規範に照らして少なからぬ問題を有していること」⁴を明らかにしたが、この最初の本報告書に対しては、海外関係者から「ガラスの城に住む者は石を投げるときに気をつけなければならない。」という警句も用いられるなど、国内外で様々な意見や批判の声もあげられた⁵。そのような声もありつつも、報告書刊行の試みは翌年、そして現在へと続いている。

また、1992年版報告書は、「おわりに」において、「国際ルールが未だ確立されていない分野については、着実にルールを築き上げていく必要がある」と提言しているが⁶、その後、ウルグアイ・ラウンドが1993年に合意に達し、翌1994年版本報告書では、第1章においてラウンド交渉の成果やWTO協定の概要が紹介された。さらに、この頃のその他のWTO交渉の成果としては情報技術協定 (ITA) があげられ、1996年の合意、1997年の発効を受け、1998年版本報告書においてコラムとして取り上げられている。

2. 第2期：ドーハ開発アジェンダの交渉後押し・中国WTO加盟・「経済産業省の取組方針」のスタート、「第Ⅲ部：経済連携協定・投資協定」の創設（2001年～2007年）

（1）ドーハ開発アジェンダの後押し

2001年、カタール・ドーハでの第4回WTO閣僚会議において新ラウンド（ドーハ開発アジェンダ）の立ち上げが宣言され、2002年から交渉が開始されると、2002年版本報告書は、補論として同閣僚会議に至る道筋を説明するとともに、閣僚会議の概要、成功要因、今後の課題などを取り上げた。2003年版以降の本報告書では、ドーハ開発アジェンダに関する独立した補論が設けられ、交渉の動向が詳しく解説された。

³ 1992年版『不公正貿易報告書』3～5頁。

⁴ 1992年版『不公正貿易報告書』166頁。

⁵ 東京大学先端科学技術研究センター牧原出研究室編集、前掲書、35頁、49～50頁。

⁶ 1992年版『不公正貿易報告書』167頁。

(2) 中国WTO加盟

2001年12月、中国がWTOに加盟し、翌年には台湾が続いた。2002年版本報告書では、各国・地域別に政策・措置をまとめた第Ⅰ部において中国及び台湾を対象として追加するとともに、中国、台湾の加盟を特集し、中国については、「WTO加盟に伴って必要となる、多数の法令の整備・改正、機構改革、人材育成等に真剣に取り組んでおり、その努力は評価されるべきである」としつつも、「なお改正が望まれる点が見られる」点があることから、加盟に伴う約束と、実施状況・是正が望まれる点を対比して紹介した。

(3) 取組方針の誕生

報告書の創刊から10年余りが経過した2004年版の報告書の公表にあわせ、報告書を受けた「経済産業省の取組方針」の公表を開始した⁷。これは、経済産業省として、今後の通商政策を進めていく上で当面優先順位が高いと考える事項及びそれに対する取組方針を公表することで、国際ルールを基準とした報告書の分析に加え、問題解決のための具体的なアクション・施策の方向性を示すこととしたもので、報告書にあわせた「取組方針」の同時公表の試みは現在も続いている。

2004年の取組方針においては、具体的には、米国（1916年アンチ・ダンピング法、バード修正条項、日本製熱延鋼板に対するアンチ・ダンピング）、中国（半導体に賦課される増殖税の還付に関する問題、自動車販売に関する輸入車と国産車の併売に関する問題、自動車・同部品の輸入割当制度の運用、写真フィルム等に関する関税譲許不履行、アンチ・ダンピング措置の運用、貿易権・流通業に関する法整備の遅れ）、EU（化学品規制（REACH）案、電気・電子機器廃棄物に関する指令（WEEE）、電気・電子機器における特定有害物質の使用制限に関する指令（RoHS）、マレーシア（自動車に関する内国税の適用等に関する問題）、タイ（デジタルカメラの関税賦課に関する問題）の貿易政策・措置に加え、中国やその他のアジアに共通する課題として模倣品・海賊版等の不正商品の横行について取り上げている。

(4) EPA・投資協定の増加を踏まえた第Ⅲ部創設

本報告書が刊行された1990年代以降、数々の経済連携協定（EPA）、自由貿易協定（FTA）及び投資協定（BIT）が世界各国で締結され、我が国でも、2002年、多くの国・地域との間で新たな協定が締結された。この結果、貿易政策に係る我が国の権利・義務を規定する国際ルールにおいて、経済連携協定・投資協定といった二国間協定が位置付けを増すこととなった。こうした協定における規律が新たな国際ルールとして遵守されていくことは、「ルール重視の視座」に沿うこととなる。このような観点から、2007年の報告書より、WTO協定だけでなく、二国間・地域間の協定についても、今後の紛争解決のベースとなる法的枠組みとして積極的に位置づけ、第Ⅲ部を「経済連携協定・投資協定」とし、体系的な紹介を行うことし、このような取組は現在も続いている。

3. 第3期：世界金融危機と保護主義抑制（2008年～2016年）

(1) 世界金融危機と保護主義への対応

2008年の世界金融危機以降、自国産業への支援や雇用確保のためと思われる保護主義的措置の導入を求める政治的圧力が各国で高まることとなつた。国内の圧力を受けて保護主義に陥る国があると、他国の追随や報復などの連鎖を招き、世界全体に保護主義が蔓延する可能性があるが、内外で保護主義を抑止する取組もまた行われることとなつた。

世界金融危機以降、経済産業省では、問題とされる外国政府措置について把握・分析するとともに、関係省庁や政府関係機関とも連携しつつ、相手国に個別に働きかけるなどの対応を取ってきたが、2009年版の報告書の公表に当たっては、報告書と密接な関係をもつ経済産業省の参考資料として「経済危機下のいわゆる保護主義を巡る動向と経済産業省の対応」を公表し、「保護主義とルール志向の関係」について整理しつつ、各国の保護主義的な措置や、WTOや経済産業省の対応を紹介

⁷ 「取組方針」の開始に先立ち、1998年版報告書から、報告書を受けての通産省としての重点協議項目（「不公正貿易報告書における各国貿易政策・措置に関する指摘事項についての今後の取扱い方針」）を報告書と同時公表した。

し、2010年、2011年にもフォローアップを行った。

（2）新興国への対応と、WTO紛争解決手続の活用

既に述べたように、1992年に本報告書が公刊された当初は先進国を主に相手とした貿易摩擦の議論が背景にあったが、世界金融危機（2008年）も契機に、成長を続ける新興国がより一層世界経済における存在感を高めるとともに、新興国の保護主義・貿易制限措置への対応も、それまで以上に重要な課題となつた。このため、この時期には、報告書・取組方針でも新興国の問題を、それまで以上に積極的に取り上げるようになった。なお、各国の地域別・国別政策・措置を記している第I部の章立ての順番は、我が国との貿易額を基準として整理しているが、2008年版本報告書から、中国がその冒頭である第1章に位置付けられるようになった。

また、この頃、ドーハ・ラウンド交渉は妥結の一歩手前までこぎ着けたものの、2008年7月の閣僚会議で決裂し、これ以降、WTOでのラウンド交渉は停滞したが、我が国では、本報告書を通じた国際ルール整合性の分析や、取組方針での問題提起とあわせ、WTOの紛争解決手続も通じた対応が積極的に行われた。具体的な事例としては、中国

（DS433：レアアース等輸出制限、DS454：日本製高性能ステンレス継目無鋼管に対するAD措置）、アルゼンチン（DS445：輸入制限措置）、ロシア（DS463：自動車廃車税制度）、ウクライナ（DS468：自動車セーフガード措置）、韓国（DS495：日本産水産物等の輸入規制、DS504：日本製空気圧伝送用バルブに対するAD措置）、ブラジル（DS497：自動車の内外差別的な税制恩典措置）、インド（DS518：熱延鋼板に対するSG措置）等が挙げられる。

4. 第4期：多角的貿易体制の揺らぎと市場歪曲措置への対応（2017年～現在）

（1）米中貿易摩擦、市場歪曲措置への対応、英國のEU離脱

世界金融危機以降も、新興国は経済成長を続けた。とりわけ、中国は大規模な政府支援もあり、2010年には世界第2の経済大国になり、WTOや世界の貿易システムにおける存在感を増す一方、過剰

生産能力の問題やWTO協定遵守の姿勢も問われることとなった（詳細は2022年版報告書コラム「中国WTO加盟20年とWTO対中国貿易政策検討会合（TPR）」）。

一方、前述の第3期には、保護主義的傾向の高まりは、WTO等を通じた各国の協調により抑制することができたが、2010年代後半以降、①世界恐慌後のブロック経済期（1930年前後）、②日米貿易摩擦期（1980年前後）に並ぶ、20世紀以降で3回目の保護主義の大きなピークを迎えることになった（2019年版『通商白書』）。また、この時期には、各国の通商政策をめぐる報復措置の応酬も見られたが、とりわけ、2017年1月の米国トランプ政権成立以降、米中間では関税引き上げ措置の応酬が行われ、貿易摩擦が激化した。

このような動きを背景として、2018年版本報告書では、本報告書の基本認識を示す「序論」を改訂し、一部の新興国による市場歪曲的な措置の増加や、一部の先進国による「結果志向」への振り戻しに警鐘を鳴らすとともに、経済的不均衡の是正を貿易制限的な政策に求めたり、対抗措置の応酬を通じて負の影響がグローバルに拡散する可能性に注視を求めた。その一方で、同年の本報告書の序論では、何をもって「公平な競争条件」（level playing field）とみなすかについて、論者の依拠する立場によって見解が分かれうるとしても、国際的に合意されたルールの積み重ねがその不可欠の基盤となる点については幅広い支持があると示唆し、「ルール志向」を堅持する姿勢を再確認している。

第三国による市場歪曲的な措置については、日米欧三極貿易大臣会合の枠組みなどで議論されてきているが、本報告書においても、市場歪曲的措置や「公平な競争条件」確保に関わるテーマとして、補助金（2018年版報告書「補助金の透明性向上のための規律強化の重要性」、2019年版報告書・2020年版報告書「補助金規律強化の議論について」）、国有企业（2017年版報告書「国有企业に対する規律強化の試み」）、強制技術移転（2020年版報告書・2021年版報告書「強制技術移転を巡る議論」）等をコラムで議論してきている（三極貿易大臣会合については、これらに加え、2022年版報告書コラム「日米欧三極貿易大臣会合」参照）。

また、英国の欧州連合（EU）離脱も、この時期の国際経済システムに大きな影響を与える出来事であった。英国は、2016年6月の国民投票を経て、

2020年1月にEUから離脱することを決定したが、本報告書でもコラムでこれに関わる問題について取り上げている（2017年版報告書「英国のEU離脱」、2021年版本報告書「英国の欧州連合離脱」参照）。

（2）WTO紛争解決システムの危機と上級委員会の機能停止

また、この時期、WTOの紛争解決システムを支えてきた上級委員会が機能停止を停止したのも、WTO体制やルール・ベースの貿易システムを揺るがす大きな出来事であった。2019年12月の上級委員会の機能停止に対して、経済産業大臣は談話（「今後のWTO上級委員会について」）を発したが、本報告書も2018年から「WTO上級委員会を巡る問題」と題したコラムを組んでおり、米国が指摘する上級委員会に関する問題点や各国の動き・取組等を取り上げてきている。

（3）新しい通商課題

また、新しい通商課題として、デジタル化・データ保護主義や炭素国境調整メカニズム（CBAM）、2020年以降世界的な問題となった新型コロナウイルス拡大等についても、本報告書においてコラム等で特集している。

第四次産業革命等の技術の進歩や、経済・社会

のデジタル化の急速な進展により、デジタル貿易に係るルール形成の必要性が急速に高まっている。こうしたニーズに応えるためには、オンライン上の経済活動に係る広範な論点について議論を行い、各通商協定や国際枠組みにおいてデジタル貿易ルールを形成することが重要である。このような動きも踏まえ、2017年版本報告書から2021年版本報告書では、補論「電子商取引」を掲載してきており、2022年版本報告書では補論「デジタル貿易」とタイトルを変えて更新して引き続き取り上げている。

また、近年、世界各国が環境保護を目的とした制度を相次いで導入し、また導入を検討しており、環境保護政策と貿易政策をどのように調和させるかが課題となっている。このような動きも踏まえ、2021年版及び2022年版本報告書では、炭素国境調整メカニズム（CBAM）について、コラム「貿易と環境：炭素国境調整措置の概要とWTOルール整合性」として取り上げている。

また、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、世界経済が再び保護主義に傾く懸念が高まっている。このような動きを受けて、2020年版では取組方針の中で参考として取り上げ、2021年版及び2022年版本報告書において、コラム「新型コロナウイルス感染症と貿易」として、WTOでの動きや、新型コロナウイルス感染症に関する各国措置とWTOルール等について取り上げている。